

## 会議録

会議の名称	行財政改革推進委員会 平成16年度 第3回
開催日時	16年9月29日(水) 10時00分から12時05分まで
開催場所	田無庁舎3階 庁議室
出席者	横道委員長 西川副委員長 浅尾委員 今尾委員 宇賀神委員 笠間委員 加藤委員 高坂委員 事務局：加藤企画部長 池田財政課長 柴原係長 鈴木主査 森谷主査 安田主任 高根企画課長 下鳥企画部主幹 飯島課長補佐 伊佐美主査 山野上主事
議題	1 西東京市の概況について 2 その他
会議資料の名称	西東京市の財政状況.....資料25 西東京市公共施設適正配置計画(基礎調査編).....資料26 西東京市公共施設適正配置計画.....資料27 総務省統一基準によるバランスシート<平成14年度版>.....資料28 三位一体の改革による市財政に及ぼす影響額.....資料29
記録方法	発言者の発言内容ごとの要点記録
会議内容	
<p>発言者名： 発言内容</p> <p>《開会》</p> <p>《第2回会議録について確認》</p> <p><u>1 西東京市の概況について</u></p> <p>(1) 財政状況について 事務局</p> <p>《資料25、28、29にそって説明》</p> <p>西川副委員長： 資料25の9番、積立基金の額についてですが、トータル120億円というのは特定目的も</p>	

入っています。自由に使えるというか赤字補填に使える財政調整基金47億円を基準とした方がわかりやすいと思います。ただ、特定目的基金も決して使えないということではなくて、緊急避難的に取り崩せるのでしょうかけれども、将来財政調整基金がなくなるといような場合には、新たに積み立てるといこともなかなか難しいでしょう。そうすると結局、財政補填をどうやってカバーしていくのか。そこを教えてください。

事務局：

基金には特定目的基金と財政調整基金がございます。特定目的基金はその名称が目的となっていて、目的に沿った事業にしか充当できません。これについては新市建設計画や基本構想・基本計画での所要財源を見ながら計画的に積み立てます。財政調整基金については多目的に使用できますが、急に市税が落ち込んだとか、国からのいろいろな財政支援が見込めないというような非常時における虎の子のようなものです。それで15年度末では三位一体の改革の影響がございませんので47億円まで増加しておりますけれど、16年度当初は三位一体の影響でかなり減額となっております。今現在は9月議会で補正をいたしまして、15年度の剰余金10億円や追加的な収入がありましたので、30億円ちょっとまで回復しております。ただ、16年度が15億円の財源不足ですから、三位一体が同様の規模で17年度、18年度と2ヵ年加わるとそれも全てなくなります。

西川副委員長：

虎の子がなくなった場合、地方交付税でカバーしていくから大丈夫だということですか。

事務局：

虎の子がない場合、補填するものはございません。そうすると、内部努力による効率的な執行、すなわちこの行革によって、スリム化、効率化を図れば財源が浮きます。これを財政調整基金に積み立てることができればと思っております。

加藤委員：

資料25、13ページの西東京市土地開発公社についてですけれど、各自治体で土地開発公社の隠れ債務が問題になっている場合が多く見うけられます。西東京市の場合、塩漬け用地は、東京都が買い戻すことを前提に取得している東伏見都市計画公園を除けないということですが、東京都は土地開発公社が買った金額で買い戻してくれるのでしょうか。

事務局：

東伏見公園用地につきましては、事業主体が東京都となっております。その区域内には都営住宅がありましたが、すでに取り壊し等が行われて更地となり、公園としての一定のスペース確保がされています。それに対して地元市としての都の事業決定に対する協力姿勢等を明らかにするということで、市では買えない部分を土地開発公社に業務委託をしまして、一部先行取得をしています。今後この財産処分につきましては東京都に売却することになります。その際には、土地鑑定等をかけて適正な価格で処分します。したがって、塩漬けというものではない。あくまでも将来を見据えた目的が定まったものを先行取得したという内容です。

宇賀神委員：

それに関連した質問ですけれど、まず「西東京市の財政状況」というのは大変よくできていると思いました。市民の方々が理解しやすいように13項目ワンポイントでどういう状況なのかを、ある種の勇気を持って書かれたように思います。肝心なところは「...」ですから我々の仕事なのかもしれませんが。

それから、加藤委員からありました土地開発公社の問題で、今塩漬けの土地はないということですが、西東京市所有の土地はどれくらいあって評価額はどれくらいですか。要するに売却するときの含み損がどれだけあるかということです。それが足かせになって千葉県など破綻しているところがあります。売却して10億、20億というような赤字出た場合に、民間でいえば本社が補填しないといけない。これが隠れ損です。今の実態からいえば歳入が少ないのに、相変わらずハコモノをどんどん作っています。合併債を使っていますが、3割分の借金は我々市民に払っていただきたいということになると先行き真っ暗です。そうすると発想の転換をしてハコモノをやめるとか、そういうことを考えていかなければいけないし、この委員会が提案していくことだとは思いますが。

事務局：

土地開発公社については、先ほどご説明しましたように全て事業目的をもって先行取得しておりますので、千葉県の住宅供給公社のようなものではありません。ただし、昔買った未利用地が何か所かありまして、取得価格で言うと7億円くらいです。取得時期と今の評価額のデータはないのですが、全て売れ残るとすれば最大で7億円ということ です。

浅尾委員：

合併特例債は10年間使えるということで、万一、新庁舎を建設する場合はそれにも使えますか。

事務局：

現在の合併特例債の充当事業は、合併特例法に基づく新市建設計画、特にこの中のハード事業に対して充当するというものです。今回、執行する中で生じた差や、総合計画が新たにできあがったという理念の部分がありまして、特例法に基づいて新市建設計画の変更をいたしました。その際、変更の対象事業がほとんど福祉会館や保育園など既存施設の建替えに充当するというもので、総額320億の範囲内ですでに用途がある程度指定されております。今後、そういった用途を全てなくして新庁舎に移行するということになると、さらに法に基づいて変更を出さないといけません。ただ、旧市のときに未整備だった施設を新市において成し遂げるといった理念がありますから、それを総務省が認めてくれるかどうか。恐らく高いハードルになるのかという気がします。また、2庁舎あるならば1庁舎を財産処分して、その財源をもって新庁舎にしたらどうかという考え方もありますので、合併特例債の充当は難しいかと思えます。

高坂委員：

合併特例債に関してですが、総枠が決まっていると承知していますが、西東京市は全体として、どのように計画をお立てになって、どの程度お使いになるのですか。

事務局：

西東京市総合計画実施計画の57ページに10年間の一覧表がございます。総額では319億円で、3年間で110億円ほど使っております。

高坂委員：

これからのお話になりますけれども、私は豊島区に住んでおりまして、今自転車置き場でいろいろともめております。西東京市では特定の行政課題について、特別な税項目を立ててそれを充当しようというようなお考えは、今のところおありではないのでしょうか。

事務局：

法定外税につきましては各自治体が検討しておりますが、本市の場合、市の単独ではなく26市で検討機関が立ちあがっておりまして、そこで可能性等含めて検討しています。例えばレジ袋の問題等々検討しておりますけれども、果たしてそれが費用対効果の問題とか法定外として実行できるかどうか、まだ検討の域を脱しきれないという状況です。

高坂委員：

それは内部での勉強会なのでしょうか。それともホームページなどで公開していて議事録等を拝見しようと思えば見られるのでしょうか。

事務局：

26市の中に自治調査会という研究会がございますので、そちらで検討しております。確か検討結果をまとめた資料がありましたので、出せるものであればご用意いたします。

笠間委員：

バランスシートの中で減価償却費はいくらになりますか。

事務局：

考え方としては総務省方式でやっておりますので、企業会計とは違って定額法だと思います。また、国が各施設に関する耐用年数を決めております。それを用いて残存価格の10パーセントを除いた額を定額法で計上しています。資料28の16ページ下段の表は累計になっておりますけれども、14年度と15年度の間で減価償却いたしましたのは421億8621万2000円です。

今尾委員：

この委員会は第2次行革の基本方針を作るというのが目的です。そのために前回の状況と今回の財政状況をチェックしていますが、「西東京市の財政状況」の10ページに「基金残高の推移」のグラフがあって、合併しなかったならばこうなるというような表現はわかりやすい。これは単純だからできるのでしょうか、行革をしなかったらこうなるが、2年間やってきてこうできたというような財政の総合的評価としてはどうなのでしょう。第2次の基本方針で目標設定をしなければいけないわけですから、それを伺っておきたい。

事務局：

本日資料をお配りしてご説明したのは基本的には15年度までのものです。すなわち合併後3年間の総合評価のようなもので、自立度等は高まっておりませんが、さまざまな措置を講じて安定しております。それから、合併特例債や普通交付税のさまざま特例措置の10年が終わった後のシミュレーションは作成可能かと思います。また、三位一体の改革は11月に全体像が出るという話ですので、まだ来年度以降についてはわかりませんが、16年度同様に地方財政にとって厳しい措置が今後も継続するというように幾つかの条件設定をすれば、難しいと思いますけれど検討できるのではないかと考えております。

今尾委員：

P D C A でいく場合、3月末までやってからこの委員会で検討するのが通常の流れですが、3年計画の2年分でチェックをして、もう次の計画を立てようということですから1年早いです。これは相当な状況の悪化といえますか、そういうものがあるからだと思います。市長からの諮問では、「三位一体の改革や行政に求められる役割の変化等、時代の変化に対応したさらなる行財政改革が求められている」ので、改革推進に当たっての基本方針をお願いしますと。この程度ですが、1年前倒しでやることになった具体的な理由というのはどのあたりでしょうか。

事務局：

確かに3年の計画を実際に検証してみてもから行うのがオーソドックスでございますけれど、そうしますと最短でやっても1年遅れてしまいます。合併をいたしまして今のところ財政状況的には良好に推移しておりますけれど、市税が落ちています。さらに合併の際に予期しなかった三位一体の改革がかなり影響し、これが今後も続いていくだろうということをお考えすると、引き続いて来年度から行革に取り組む必要があります。

西川副委員長：

資料25、18ページの「合併特例債算定のイメージ図」で、下から2つ目の表がございませぬけれど、平成14年度の合併特例債元利償還金が7898万円。これが全て利子ということで、恐らく合併特例債負債は、普通の地方債もそうだと思いますけど2年据え置きで3年目から元本返還が始まるということではないかと思えます。西東京市総合計画実施計画の56ページを見ますと、合併特例債償還計画の最終年度が平成37年度になっていません。合併特例債が発行できるのは平成22年度までで、それから15年後に最終的な償還が終わるのだと思えますが、合併特例債の償還期間というのは正確なところは何年間で、全て終わるのは37年度でよいのでしょうか。

事務局：

まず合併特例債の資金でございますが、政府資金ではなくて民間資金、銀行からの借入れです。償還条件につきましては、償還期間は15年。3年間の元金償還据え置きですから4年目からということになります。平成22年度から15年間で平成37年度に終わることにはなりますが、借入れ先が変われば15年が12年とか10年になることもありますので、現状としては15年以内の償還と考えております。

(2) 公共施設の状況について

事務局：

《資料26、27にそって説明》

笠間委員：

近隣の市と公共施設の相互使用協定のようなものを結んでいるのは、菅平以外に何かありますか。どんどん足をのばして隣の市のいいものを使うようにすれば、お金をかけなくても済むようになると思いますが、広げるのは難しいですか。

事務局：

図書館では都内の近隣市とは全て相互協定があります。また、福社会館では東久留米市と近接しているということで相互利用の協定がございます。それ以外の施設でも実質的にはかなり使われていますが、近隣5市で構成している広域行政圏では、圏域であればスポーツ施設を市内料金で使えるように検討を進めています。

高坂委員：

直営なのか委託なのかということがコストの問題になると大きいと思います。近年はアドプト・プログラムのような手法もありますし、運営方法の要素をはっきり組み込んでお示しいただいた方が、私どももそれに対して評価がしやすいと思いますから、情報をお示しいただいた方がいいかと思います。

横道委員長：

管理の形態ですね。委託も民間業者に委託している場合と地域の住民に委託している場合とあるので、それがわかるような資料をください。

事務局：

追加資料としてメール等でお送りさせていただきます。

横道委員長：

それから指定管理者の問題もあると思いますが。

事務局：

指定管理者については暫定的なものですけれど、取組方針はございます。

西川副委員長：

調べていましたら八王子市では施設白書というものを出しています。それからホームページを見ましたら、23区内ではいくつもの区が施設白書と称して地域内の全ての公共施設について、耐用年数は何年、建て替えは何年にあってそのときに必要な経費がいくらかというのを全部出していました。この公共施設適正配置計画はよくできてはいますが、建て替える場合に要する経費はいくらなのか、施設白書として出す考えはないですか。

事務局：

確かに施設白書を作っている自治体は増えております。西東京市の場合、例えばコミュニティ施設は旧田無市での地区会館、旧保谷市での市民集会所、コミュニティセンターがあります。地区会館というのはある程度の施設規模がございますけれど、市民集会所というのは小規模で数も相当作っております。新市になりまして、今後コミュニティ施設をどうしていくのか現在調整中ですので、長期にわたっての建て替えなどの計画がたてづらく、現在のところそこまで進んでいません。

加藤委員：

基礎調査編の72ページのランニングコストはわかりますけれど、各施設で得られる収入とコストとの比較が一覧になっているものはありますか。

事務局：

旧両市とも各施設原則無料という方針ができておりまして、現在、見直しを進めておりますが、有料の施設は少ないということをご承知おきください。後ほどデータについてはわかる範囲でお示しいたします。

## 2 その他

(1) 第4回以降の審議予定

《進め方については、委員長と事務局とで調整することとする。》

(2) 日程調整

《以下のとおり日程を決定した。》

第5回 11月19日（金）午前10時から》

《閉会》